

貯金加入申込書 (兼 定例貯金開始申出書)

(定例貯金・臨時増額貯金)

愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿


愛媛県市町村職員共済組合組合員貯金規程により、下記のとおり申込みます。

課長	課長補佐	主任係長	主査	係

申込日 平成 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

所属 所名	組合員証 記号番号	1	2	3	-	4	5	6
	フリガナ	キョウサイ タロウ						
	氏名	共済 太郎						
住所	松山市三番町5丁目13番1							

お届印(登録印鑑)



注] 印鑑登録しますので
丁寧に押印してくださ
い。

1 定例貯金

開始年月 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

★ 給料控除 毎月貯金額 1 0 0 0 0 円

(注)4 ★ 賞与控除 6月・12月貯金額※ 0 0 0 円

税の扱い(注)1 非課税

↑※「開始年月」が6月又は12月のとき以外は記入できません。

共済貯金控除依頼書

所属所長 殿

上記の定例貯金については、愛媛県市町村職員共済組合組合員貯金規程第7条の規定により私の給料又は期末勤勉手当(賞与)から控除し、愛媛県市町村職員共済組合へ払込んでください。

氏名(印) 共済 太郎 

注] 「お届印(登録印鑑)」と同一印鑑を押印してください。↑

2 臨時増額貯金 (共済貯金口座をお持ちでない方が初めて臨時増額貯金を行うとき)

初回払込年月日 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

払込金融機関 銀行 農協

税の扱い(注)1 非課税

注] 別途「臨時増額貯金払込通知書(様式第2号)」により払込取扱金融機関から払込みください。

- (注) 1 身体障害者手帳の交付を受けている方等で非課税制度(マル優)の適用を希望されるときは、上記「税の扱い」欄の「非課税」を○で囲んだうえ、「非課税貯蓄申告書」等を添えてご提出ください。
- 2 口座開設だけの申込みはできません。1 定例貯金、2 臨時増額貯金のいずれかによりお申込みください。
- 3 組合員証記号番号及び貯金額等は正確にご記入ください。
- 4 「開始年月」が6月又は12月のときのみ賞与控除による定例貯金開始(又は毎月貯金と賞与貯金の同時開始)の申込みができます。
- 5 毎月貯金と賞与貯金の開始時期が異なるときは、先に開始する貯金をこの申込書により届出いただき、後から開始する貯金については、後日「変更届」により届出いただくこととなります。